

地域指定年度	平成17年 5月25日
計画策定年度	平成18年 6月27日
計画見直し年度	平成24年 1月 6日
	令和 2年 4月24日

# 小城農業振興地域整備計画書

令和2年4月  
佐賀県小城市



# 目 次

<b>第 1 農用地利用計画</b> .....	<b>1</b>
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農業上の土地利用の方向.....	4
ア 農用地等利用の方針.....	4
イ 用途区分の構想.....	6
ウ 特別な用途区分の構想.....	8
2 農用地利用計画.....	8
<b>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	<b>9</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2 農業生産基盤整備開発計画.....	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	12
4 他事業との関連.....	13
<b>第 3 農用地等の保全計画</b> .....	<b>14</b>
1 農用地等の保全の方向.....	14
2 農用地等保全整備計画.....	14
3 農用地等の保全のための活動.....	16
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
<b>第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	<b>17</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	17
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	17
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	19
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	20
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	20
<b>第 5 農業近代化施設の整備計画</b> .....	<b>21</b>
1 農業近代化施設の整備の方向.....	21
2 農業近代化施設整備計画.....	23

3 森林の整備その他林業の振興との関連	23
<b>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	<b>24</b>
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	24
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	24
3 農業を担うべき者のための支援の活動	24
4 森林の整備その他林業の振興との関連	24
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	<b>25</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	25
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	27
3 農業従事者就業促進施設	27
4 森林の整備その他林業の振興との関連	27
<b>第8 生活環境施設の整備計画</b>	<b>28</b>
1 生活環境施設の整備の目標	28
2 生活環境施設整備計画	29
3 森林の整備その他林業の振興との関連	29
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	29
<b>第9 付図</b>	<b>30</b>
別記 農用地利用計画	別記-1
(1) 農用地区域	別記-1
ア 現況農用地等に係る農用地区域	別記-1
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	別記-63
(2) 用途区分	別記-64

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、北と東は佐賀市、西は多久市及び江北町、南は白石町と接している。南北に長い地形をしており総面積は、95.81 km<sup>2</sup>で、佐賀県 20 市町のうち 10 番目の大きさである。

北部には天山山系の山々が連なり、中央部には広大で肥沃な佐賀平野が開けており、南部には農業用排水路のクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の干潟を有する有明海に面している。天山山系に源を發し流れ下る祇園川、晴気川、牛津川は肥沃な佐賀平野を潤し、嘉瀬川及び六角川に合流して有明海へと注いでいる。

気候は、夏は高温多湿でやや蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風が強いのが特徴である。

佐賀市の中心部まで約 10km、福岡市へ約 70km の距離にあり、長崎自動車道、国道 34 号、203 号、207 号、444 号、JR 長崎本線、JR 唐津線が市を横断し、比較的交通条件に恵まれている。

北部の山間地帯は農林業が営まれ、そこから連なる中山間地帯は果樹園が形成され、平坦地帯は穀倉地帯が形成されている。

本市は佐賀市のベッドタウンとして団地の開発が進んできたが、人口は平成 17 年をピークに減少に転じている。平成 17 年の 45,852 人から平成 27 年の 44,259 人までの 10 年間で 1,593 人減少している。平成 27 年の世帯数は 14,769 世帯で、人口と違いこの 10 年間もずっと増加が続いており 935 世帯の増加となっているが、一世帯あたりの人数は 3.31 人から 3.00 人となっており、核家族化の傾向が強まっている。

産業就業人口は、第 1 次産業の減少傾向に対し、第 3 次産業の増加が顕著な傾向にあり、農業の高齢化も進んでいる。市の主要産業は、従来からの基幹産業である農業が中心となっているが、減反、米消費量の減少、みかん価格の低迷、農産物の輸入自由化とともに農業従事者の高齢化、兼業化が進み、後継者の確保が難しくなっている。このため、基幹作物の米、麦を中心に施設野菜、施設果樹、畜産などの複合経営や生産性、収益性の高い農業経営、担い手の確保、集落営農、農業生産法人化が求められている。

このような中、農業生産基盤の整備、経営基盤の強化、近代施設の導入は、現在の農業経営に不可欠なものになっている。さらに今後の農業経営には、地理的条件、自然条件、地域の特性、消費者ニーズの変化に応じた作物の導入や農業経営の見直しを行うとともに優良農地の確保、整備を図る必要がある。また、景観や農地の多面的機能発揮のために農家

や地域の創意と工夫により観光資源としての活用、自然と生活が調和した農業が必要となっている。これらのことから、土地利用型農業を中心とした農用地を確保し、農業用施設の見通し、地域ごとの農業経営形態、住宅、工業団地の配置を考慮して農用地の編入、除外を行うものとする。

#### 土地利用の現況及び目標

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H28)	3,841	48.2	20	0.3	1,107	13.9	496	6.2	38	0.5	2,459	30.9	7,961	100
目標	3,766	47.3	22	0.3	1,136	14.3	528	6.6	38	0.5	2,471	31.0	7,961	100
増減	-75		+2		+29		+32		0		+12		0	

資料：平成 28 年「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」

#### イ 農用地区域の設定方針

##### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,841ha のうち A～C に該当する農用地で、次の地域、区域及び施設の整備に係る農用地以外の農用地 3,719ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設 等の具体的な名称又は 計画名	位 置 (集落名等)	面 積			備 考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

(全域)

##### A 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

##### B 土地改良事業又はこれに順ずる事業（防災事業を除く）の施工に係る区域内にある土地

客土、暗渠排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

C A及びB以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保する必要がある土地

- ・果樹や茶等の地域特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

ただし、Cの農地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

**(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針**

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
該当なし		ha	
計			

**(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針**

本地域にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地7haについて農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設の種類の種類
2ha以上の農業用施設用地は該当なし		ha	
計			

**(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針**

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

#### (小城地域)

本地域の農業は、大別すると中山間地帯の果樹と平坦地帯の米、麦、大豆に分けられる。中山間地帯の果樹は、生産条件の悪い圃場を中心に荒廃が進んでいるが、県営畑地帯総合整備事業を実施した団地を中心にハウスみかんへの転向、優良品種への更新等により優良農地の確保を図り、農用地として利用する。

また、平坦地帯の水田は、農地流動化の一層の推進による担い手、中核農家への農地集積や集落を中心とした生産組織等による作業受委託を含めた集団的な農用地の利用を進め、農用地として利用する。

#### (三日月地域)

本地域の農業は、大別すると中山間地帯の果樹と平坦地帯の米、麦、大豆に分けられる。中山間地帯の果樹は、生産条件の悪い圃場を中心に荒廃が進んでいるが、施設野菜、ハウスみかんへの転向、優良品種への更新等により優良農地の確保を図り、農用地として利用する。

また、平坦地帯の水田は、農地流動化の一層の推進による担い手、中核農家への農地集積や集落を中心とした生産組織等による作業受委託を含めた集団的な農用地の利用を進め、農用地として利用する。

#### (牛津地域)

本地域の農業は、大別すると中山間地帯の果樹と平坦地帯の米、麦、大豆に分けられる。中山間地帯の果樹は、一部の生産条件の悪い圃場を中心に荒廃が進んでいるが、施設野菜、ハウスみかんへの転向、優良品種への更新等により優良農地の確保を図り、農用地として利用する。

また、平坦地帯の水田は、農地流動化の一層の推進による担い手、中核農家への農地集積や集落を中心とした生産組織等による作業受委託を含めた集団的な農用地の利用を進め、農用地として利用する。

#### (芦刈地域)

本地域の農業は、米、麦、大豆の土地利用型農業と施設野菜が中心となっている。水田は農地流動化の一層の推進による担い手、中核農家への農地集積や集落を中心とした生

産組織等による作業受委託を含めた集団的な農用地の利用を進め、農用地として利用する。

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
小城地域	1,054	1,022	△32	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1,055	1,024	△32	0
三日月地域	1,129	1,108	△21	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1,133	1,111	△21	0
牛津地域	570	550	△20	0	0	0	0	0	0	0	1	+1	571	552	△19	0
芦刈地域	963	943	△20	0	0	0	0	0	0	1	2	+1	965	946	△19	0
計	3,717	3,624	△93	0	0	0	0	0	0	7	9	+2	3,724	3,632	△91	0

注) 小数点以下の数値を四捨五入しているため、合計面積が一部合わない箇所がある。

主な増減理由

- 小城地域：高齢化に伴うみかん園(樹園地)管理不能の植林化による減22ha、工業団地等開発計画による減3.4ha、公共施設整備計画による減6.4ha
- 三日月地域：人口増加による住宅地増加による減20ha、公共施設整備計画による減1.5ha
- 牛津地域：人口増加による住宅地増加による減13ha、公共施設整備による減6.9ha
- 芦刈地域：県道江北～芦刈線及び有明海沿岸道路の用地買収による減20ha

## イ 用途区分の構想

### (ア) 小城地域

#### ①桜岡地区

国道 203 号と県道 3 路線が交差し小城地域の中で市街地が形成されている本地区は、農地が散在し農業振興地域の白地が大半を占めている。このため今後も住宅地として生活環境の整備された田園地とする。

#### ②岩松地区

祇園川上流の清水川、江里山川、荒谷川流域の天山山系の中山間地域から祇園川上流の沿線に広がる平坦地域までのおおよそ 295ha の農用地を有する本地区は、中山間地域において過疎化と農業従事者の高齢化によって水田、果樹園の荒廃が進んでいるが、水田は農地として利用を進め、果樹園は優良農地の確保を図り農用地としての利用を進める。

桜岡地区に隣接する地域や一部の地域において団地性のない農地が散在しているが、その他の地域については、団地性のある 10～15ha に集合された農用地としての利活用条件を備えている。これらのことから 286ha については農用地としての利用を進める。

#### ③晴田地区

天山山系の中山間地域から晴気川上流沿線に広がる平坦地域までのおおよそ 362ha の農用地を有する本地区は、中山間地域において過疎化と農業従事者の高齢化によって水田、果樹園の荒廃が進んでいるが、水田は農地として利用を進め、果樹園は県営畑地帯総合整備事業を実施した果樹園 150ha については、ハウスみかんへの転向、優良品種への更新等により優良農地の確保を図り、農用地としての利用を進める。

桜岡地区に隣接する地域や JR 唐津線と国道 203 号間を中心に宅地化された地域において団地性のない農地は散在しているが、その他の地域については、施設野菜や花卉栽培農家、団地性のある農地が多く農用地としての利活用条件を備えている。これらのことから約 351ha については農用地としての利用を進める。

#### ④三里地区

晴気川下流、峰川、牛津江川沿線に広がる平坦地域と小高い山の丘陵地域におおよそ 399ha の農用地を有する本地区は、丘陵地域にみかん、梨、梅の果樹栽培がなされ、今後も優良品種への更新、産地のブランド化、生産だけでなく加工品の販売等の余地もあり農用地としての利用を進める。

水田は、水害常襲地帯のため排水ポンプが設置されているが区画整理が完了している。また、農業後継者の不足と農業従事者の高齢化が進む中、農業機械の大型化、機械利用組合、ブロックローテーション、転作の集団化、団地化が進んでおり、農用地としての利活

用条件を備えている。これらのことから約 387ha については農用地として密度の高い利用促進を図る。

#### (イ) 三日月地域

天山山系の中山間地域から祇園川下流の沿線に広がる平坦地域までのおおよそ 1,133ha の農用地を有する本地区は中山間地域において農業従事者の高齢化によって果樹園の荒廃が進んでいるが、優良農地の確保を図り農用地としての利用を進める。

小城地域桜岡地区に隣接する地域や国道 34 号、203 号沿線の一部で団地性のない農地が散在している。

また、佐賀市に近いことから宅地開発と郊外型店舗の立地も進んでおり幹線道路沿いの農地利用が難しくなっている。

その他の地域については、南部に水害常襲地帯があるものの区画整理は完了しており農業機械の大型化、機械利用組合、ブロックローテーション、転作の集団化が進み、施設野菜との複合経営の農家も多く有り、農用地としての利活用条件を備えている。これらのことから約 1,111ha については農用地として密度の高い利用促進を図る。

#### (ウ) 牛津地域

牛津川と牛津江川沿線に広がる平坦地と西部の丘陵地帯のおおよそ 571ha の農用地を有する本地区は、国道 34 号、207 号と JR 長崎本線が横断し、その南北の平坦地に水田の団地が形成されている。

この地域は、水害常襲地帯のため排水ポンプが設置されているが、区画整理が完了し農業機械の大型化、機械利用組合、ブロックローテーション、転作の集団化、団地化が進んでおり、今後も農用地としての利用促進を図る。

また、西部の丘陵地は果樹栽培に適した土地が多く優良品種への更新等により優良農地の確保を図ることができる。これらのことから約 552ha については農用地として利用を進める。

#### (エ) 芦刈地域

牛津川、六角川、福所江川に囲まれたおおよそ 965ha の農用地を有する本地区は、全域が干拓によって作られた平坦地のため水害常襲地帯になっていて数多くの排水ポンプが設置されている。

区画整理は完了しており農業機械の大型化、機械利用組合、ブロックローテーション、転作の集団化、団地化が進み、中核農家や施設野菜、畜産との複合経営の農家も多くあり、

農用地としての利活用条件を備えている。これらのことから約 946ha については農用地として利用促進を図る。

#### ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(小城地区)

本地域の農用地は 912ha であり、昭和 39 年の鉦害復旧作業を皮切りに農業構造改善事業、県営田圃整備事業等に取り組み、整備を行って来た。用排水路を備えた田圃基盤が出来上がり碁盤の目のような田圃が広がっている。

また、団体営土地改良総合整備事業、新農業構造改善事業にも着手し、恵まれた土地条件を生かした農地の集団化、高度利用を図るため、農業生産の省力化及び近代化を図り、また需要の動向に対応した農業構造の確立を図るため、用排水路の再整備、農道をはじめとする農業生産基盤整備を行っていく。

(三日月地区)

本地域の農用地は 1,115ha であり、昭和 40 年の鉦害復旧作業を皮切りに農業構造改善事業、県営田圃整備事業、土地改良総合整備事業に取り組み、用排水路を備えた田圃基盤が出来上がり碁盤の目のような美田が広がっている。

この様な恵まれた土地条件を生かし農地の集団化、高度利用を図るため用排水路の再整備、農道をはじめとする農業生産基盤整備を推進する。

(牛津地区)

本地域の農用地は 551ha であり、昭和 41 年の農業構造改善事業を皮切りに開拓パイロット事業、県営田圃整備事業、鉦害復旧作業に取り組み、用排水路を備えた田圃基盤が出来上がり碁盤の目のような美田が広がっている。

この様な恵まれた土地条件を生かし農地の集団化、高度利用を図るため農業生産の省略化及び近代化を図り、また需要の動向に対応した農業生産の再編成と農業構造の確立を図るため農地の基盤整備を推進する。

(芦刈地区)

本地域の農用地は 964ha であり、県営田圃整備事業、干拓地等農地整備事業、県営土地改良総合事業整備事業に取り組み、用排水路を備えた田圃基盤が出来上がり碁盤の目のような美田が広がっている。

この様な恵まれた土地条件を生かし、今後は農業を取り巻く厳しい条件をふまえつつ農地の集団化、生産の組織化等により農地利用度の向上及び生産性の高い農業の確立を図る。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

### 重点事業

#### ・基盤整備促進事業 ⑤小城第2地区

区域内の農業の安定的な発展を目指すため、水田農業を持続していく担い手の育成が必要である。このためには小城町及び牛津町内の担い手(大規模経営農家等の認定農業者等)に農地集積の加速化を図り、裏作(麦)の促進や、高付加価値化の推進により競争力強化に向け持続できる環境整備の一環として暗渠排水の整備を図る。

#### ・農業基盤整備促進事業 ⑬三日月東部地区

区域内の農業の安定的な発展を目指し、競争力強化に向け持続できる環境整備の一環として農業用用水路の整備を図る。また、老朽化により貯水機能の低下による湛水被害の防止や法面の洗掘防止のため農業用排水路の整備を図る。

#### ・かんがい排水事業 ③多久導水路地区、②佐賀西部高域地区、⑩羽佐間水道地区

農業用水が不足している地域において、水田等のかんがい用水を確保するため農業用排水施設の整備を行い、農業の生産性の向上を図り農業経営の安定化を推進し、地域のニーズに応じた農業生産基盤の整備を行うことで、食料自給率の向上と農地の多面的機能の維持を図る。

(小城地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用排水改良	用排水路工 13,300m 事業費 654 百万円	小城町 三里地区・ 三日月 北部地区	331.2	②	県営農業競争力強化 基盤整備事業 (佐賀西部高域地区) H23～H32
用排水改良	用排水路工 5,910m 事業費 485 百万円	小城町 池上地区	79.1	③	県営農業競争力強化 基盤整備事業 (多久導水路地区) H26～H34
用排水改良	用排水路工 1,310m パイプライン 380m 事業費 985 百万円	小城地区	262.2	⑨	市営農業基盤整備促進 事業(小城第3地区) H27～H31
用排水改良	揚水機保全 35基 樋門保全 16門等 事業費 106 百万円	小城・牛津 地区	2,116.0	⑭	市営地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (小城3期地区) H31～H35
暗渠排水	暗渠排水工 430ha 事業費 783 百万円	小城・牛津 地区	430.0	⑤	市営基盤整備促進事業 (小城第2地区) H25～H34

## (三日月地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用排水改良	用排水路工 13,300m 事業費 654 百万円	三日月北部 地区・小城 三里地区	331.2	②	県営農業競争力強化 基盤整備事業 (佐賀西部高域地区) H23～H32
用水改良 農道整備	パイプライン 3.4 km 揚水機 1 基 農道整備 2.3 km 事業費 142 百万円	樋口・五条・ 立石・金田 地区	61.0	⑦	県営経営体育成基盤 整備事業 (三日月樋口地区) H29～H33
暗渠排水	暗渠排水工 456ha 事業費 740 百万円	三日月地区	456.0	⑧	土地改良区営基盤整備 促進事業 (三日月地区) H25～H34
用排水改良	揚水機保全 15 基 樋門保全 20 門等 事業費 87 百万円	三日月地区	1,010.0	⑭	土地改良区営地域農業 水利施設ストック マネジメント事業 (三日月3期地区) H31～H35
用排水改良	用排水路工 2,015m 事業費 205 百万円	道辺・堀江・ 島溝地区	37.8	⑮	市営農業基盤整備促進 事業(三日月東部地区) H29～H33
用排水改良	用排水路工 698m 事業費 63 百万円	吉原地区	5.1	⑯	市営農業基盤整備促進 事業(吉原地区) H30～H31

## (牛津地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用排水改良	用排水路工 1,480m ゲート設備 6カ所 ポンプ設備 2カ所 事業費 111 百万円	砥川地区	177.4	⑩	県営農業競争力強化 基盤整備事業 (羽佐間水道地区) H27～H32
暗渠排水	暗渠排水工 430ha 事業費 783 百万円	小城・牛津 地区	430.0	⑤	市営基盤整備促進事業 (小城第2地区) H25～H34
用排水改良	揚水機保全 35 基 樋門保全 16 門等 事業費 106 百万円	小城・牛津 地区	2,116.0	⑭	市営地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (小城3期地区) H31～H35

(芦刈地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用排水改良	揚水機保全 24基 事業費 42百万円	芦刈地区	425.0	⑪	土地改良区営地域農業 水利施設ストックマネ ジメント事業 (芦刈地区) H30～H32
暗渠排水	暗渠排水工 300ha 事業費 442百万円	芦刈地区	423.0	⑫	土地改良区営基盤整備 促進事業 (芦刈地区) H25～H33

(全城)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用排水改良	揚水機保全 2ヶ所 導水路 27.8km 事業費184,000百万円 (全体計画)	市内全域	3,342.0	⑬	国営筑後川下流土地 改良事業 S51～H30

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

(小城地域)

岩松・晴田地区は天山山系をかかえた山間部に一部集落が存在し、森林整備にも重要な役割を担っている。

公有林については枝打ち、間伐等を佐賀中部森林組合が中心に年度計画のもと実施している。私有林、地区有林については山間部集落で管理され、急峻な地形の保護等に大きく寄与している。

このため市としても市有林保育事業、森林整備事業等を実施し、森林環境保全に努めていく。

(三日月地域・牛津地域・芦刈地域)

該当なし

#### 4 他事業との関連

農業排水路の施設管理については、各集落で維持管理がなされているが、最近では農村の混住化・兼業化の進展による住民意識の変化によって集落での共同作業が後退している。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

本市の産業の基盤である農用地は、将来においても荒らすことなく、守り続けることが必要である。しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴い農業従事者が減少し、山間地域はもとより平坦地域でも遊休農地、耕作放棄地が見られるようになった。そこで、担い手の確保をはじめとする農地の課題について地域や集落が中心となって話し合い、地域の将来計画を策定する、人・農地プランの見直しや農地中間管理事業を通じた担い手への農地の集積を進める。

#### (山間地域)

本地域の耕作放棄地については、みかんの価格低迷とそれに伴う施設園芸作物等への転換が始まった昭和60年代から増え始め、各集落に遊休農地として発生している。これに対する対応策として、認定農業者等の担い手に、利用権設定を推進し農地流動化の促進に努める。

なお、中山間地域等直接支払制度対象農地については、農地の持つ多面的機能の維持管理を目的とし、事業推進を図り耕作放棄地の発生防止に努める。

#### (平坦地域)

本地域の耕作放棄地については、認定農業者等の担い手に対し、農地の斡旋、利用権設定の推進により農地の流動化が進み、耕作放棄地はほぼ発生していない状況である。今後とも現在の状況を維持すべく、適切な管理に努める。

尚、老朽化が著しいもの及び決壊により災害をもたらす可能性がある、ため池については現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなど適切な管理に努める。

### 2 農用地等保全整備計画

#### 重点事業

- ・クリーク防災事業 ⑥小城地区

本地区は昭和41年～62年に圃場整備事業が行われ約30年が経過し、老朽化による水路法面浸食・崩壊による泥土堆積が目立ち用排水路の機能低下により湛水被害を招く原因となっている。用排水路を早急に整備することにより生産基盤の近代化と農業経営の安定化を推進する。

## (小城地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益 地区	受益面積 (ha)		
防災施設整備	用排水路工 1,000m 事業費 60 百万円	東小松 地区	20.0	①	市営防災減災事業 (東小松地区) H30～H31

## (牛津地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益 地区	受益面積 (ha)		
防災減災整備	頭首工 1ヶ所 事業費 132 百万円 (全体計画)	砥川 地区	176.0	②	県営農村地域防災減 災事業用排水施設整 備事業 (羽左間地区) H31～H33

## (芦刈地域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益 地区	受益面積 (ha)		
防災減災整備	排水機場設備 1式 事業費 182 百万円	新村 地区	148.0	③	県営水利施設整備事 業(新村地区) H26～H30

## (全域)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益 地区	受益面積 (ha)		
防災施設整備	用排水路工 20,275m 排水機場 1箇所 事業費 15,108 百万 (全体計画)	市内 全域	2,028.1	④	県営地盤沈下対策事 業 (佐賀中部地区) H3～H33
防災施設整備	用排水路工 14,200m 事業費 46,800 百万 (全体計画)	市内 全域	1,763.0	⑤	国営筑後川下流右岸 土地改良事業 H24～H35
防災施設整備	用排水路工 72,695km 事業費 4,149 百万円	市内 全域	2,917.0	⑥	県営ｸﾞｸﾞ防災事業 (小城地区) H24～H33
防災施設整備	ゲート更新 9門 法面保護 1式 堆砂除去工 1式 貯砂施設 2カ所 事業費 5,400 百万円 (全体計画)	市内 全域	2,003.0	⑦	国営総合農地防災事 業 (嘉瀬川上流地区) H23～H30

### 3 農用地等の保全のための活動

農地の中でも耕作条件が不利な中山間地域を活性化するために、中山間地域等直接支払制度等を積極的に活用し、農地の持つ多面的な機能の発揮を図り、農地を適切に利用・管理していく取組みを推進する。また、耕作放棄地の解消など、農地・農村の保全に向けた取組みを今後も積極的に推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市農業は、水稻・麦を基幹とした果樹、畜産、施設園芸等の複合経営がなされており、効率かつ安定的な農業経営の目標としては農業所得をもって他産業従事者との均衡がはかれる経営類型を設定し、今後農業後継者、担い手農家等の農業生産組織の研究活動等を積極的に推進し、育成を図ると共に、本市の自然的、社会的条件を考慮した施設園芸、果樹、畜産を取り入れた集約的経営農家をはじめとして、農地利用集積事業による農地の流動化により、農地集積及び規模拡大をはかり土地利用型大規模経営農家の育成を推進する。

具体的な農業経営指標は、小城市及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり400万円)、年間総労働時間(1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が小城市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

	営農類型	作目構成	生産方式
個別経営	水稻+麦+大豆+玉葱	水稻=2.1ha 麦=1.5ha 大豆=1.3ha 玉葱=2.0ha	①農地の集積集約による生産の効率化 ②農作業機械の共同利用による米麦大豆の省力・低コスト生産 ③各作物のローテーション作付けによる生産安定 ④玉葱の機械化一貫体系による省力化と規模拡大 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
	水稻+麦+アスパラガス	水稻=1.8ha 麦=2.4ha アスパラガス=0.35ha	①完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ②夏場の下温対策による夏芽の収量・品質向上 ③農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト化
	水稻+麦+大豆+作業受託	水稻=3.6ha 麦=6.0ha 大豆=2.4ha 作業受託=延べ7.0ha	①農地の集積集約による生産の効率化 ②機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ④大豆不耕起播種やアップカットロータリー耕起同時播種など省力技術導入による安定生産
	施設イチゴ	イチゴ=0.3ha	①肥培管理など基本技術の徹底 ②高設育苗による健苗の育成 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上

	営農類型	作目構成	生産方式
個別経営	施設キュウリ	キュウリ =0.25ha	①肥培管理など基本技術の徹底 ②作型の組合せによる出荷期間の延長 ③多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
	施設ナス	ナス=0.25ha	①肥培管理など基本技術の徹底 ②多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
	施設トマト	トマト =0.25ha	①肥培管理など基本技術の徹底 ②多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
	ミカン	極早生=0.3ha マルチ0.1ha +根城0.2ha 早生=1.2ha マルチ0.6ha +根城0.6ha 普通=1.0ha マルチ1.0ha 露地不知火 =0.5ha	①労力分散のための極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた経営 ②マルチ栽培、根域制限栽培の導入による高品質果実生産
	ハウスミカン	ハウスみかん =0.6ha ハウス不知火 =0.2ha	①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保 ②需要期に応じた加温と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減
	梨	ハウス梨 =0.5ha トンネル梨 =0.4ha 露地梨 =0.2ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ④露地栽培での高品質・高単収品種「あきづき」の導入
	電照キク	キク=0.5ha	①需要動向に即した優良品種の導入 ②適正な温度管理と土づくりの徹底 ③多層被覆装置等、脱石油省石油機械・装置の導入
	和牛繁殖 +飼料作	繁殖牛=50頭 飼料作物 =8.8ha 稲わら収集 =11.0ha	①子牛生産率及び出荷率の向上 ②肥育素牛育成基本プログラムの実践 ③良質粗飼料の低コスト生産 ④フリーバーン等を利用した省力管理

	営農類型	作目構成	生産方式
個別経営	肥育牛	肥育牛 =150 頭 飼料作物 =0.13ha 稲わら収集 =15.0ha	①飼料給与基本プログラムの実践 ②耕畜連携による稲わら等の確保 ③管理・視察の徹底による事故率の低減
	肉用牛一貫	肥育牛 =100 頭 繁殖牛=15 頭 飼料作物 =2.2ha 稲わら収集 =10.6ha	①一貫経営による経営安定 ②飼料給与基本プログラムの実践 ③耕畜連携による良質粗飼料の確保 ④超早期母子分離による分娩間隔短縮
	酪農+飼料作	経産牛=40 頭 飼料作物 =8.0ha 耕畜連携による WCS 収集面積 =4.0ha	①良質粗飼料の低コスト生産 ②耕畜連携による稲WCSの生産 ③雌雄判別技術活用による後継牛確保 ④受精卵移植による黒毛和種子牛生産
	養豚一貫	母豚=130 頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人口授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策等の強化による事故率の低減 ④未利用資源等を利用した低コスト生産
組織経営	集落営農法人 水稻+麦 +大豆	水稻=15.0ha 麦=25.0ha 大豆=10.0ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活かした園芸作物等の導入

(注) 出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 9 月）

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農産物の需要の動向に即した生産と生産性の向上を図るため、新たな米政策対策事業、農地保有合理化事業等によって、所有権移転、農作物の受委託、賃貸権の設定の促進など幅広い形態で農地の確保、利用集積を進め、意欲ある担い手農家等の経営の規模拡大及び集落営農組織の推進を図る必要がある。

このためには、地域農営集団、農用地利用改善団体の育成強化と併せ集落機能の活性化により地域ぐるみの対応が必要であり、この機能を通じて関係農業者が地域の農用地を管理し、有効利用するという合意のもとに、農作業の効率化、耕種農家、畜産農家の

連携による地力の維持増進等を推進すると共に、農業生産の組織化、土地利用の高度化を促進する。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域ぐるみの農地等の総合的な利用を推進するためには、集落営農組織及びその地域のリーダーとなる担い手農家の育成強化が必要である。

このため本地域の諸条件に於いて、施設園芸・畜産による集落農業と水稻・麦・大豆・露地野菜による土地利用型農業の育成については、現在、各作物、畜産別に部会を組織し、研修会等を開催し、担い手農家、後継者の育成を図っている。

しかし、土地利用型農業の育成については、経営規模拡大が必要であるため、新たな米政策対策事業をはじめ、農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移転適正化幹旋事業等を積極的に活用し、市農業委員会、地区推進委員を中心に地域ぐるみの話し合いにより、集団的に農地利用調整活動を進め、集落営農組織及び担い手農家等へ農地の集積、農作物の受委託、地力の維持増進等を推進し、併せて農地の高度利用を促進する。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の育成には、山間部住民による整備等の労力を確保することが重要なため、農林業経営の安定につながる林産物の導入、間伐材等林業資源の農業資材への供給、又、山間地帯の水田・果樹園の農業も自然環境の保護、水害防止等の多面的要素を持っているため、農業経営上地形的に厳しい条件ではあるが、農林業が一体となった総合的な地域振興を目指す。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備については、田圃整備の推進に伴って中・大型機械が次々に導入され、ライスセンター、カントリーエレベーターの設置、また、自脱型コンバイン等も普及し生産から収穫・乾燥・調整に至るまでの一貫した体制が整備されていった。

しかしながら、最近、需要の多様化による消費構造の変化にともない、本市の基幹作物である米については需要量の減少により生産過剰をもたらし、農業所得は低迷し厳しい情勢にある。

この様な情勢のなかで長期的展望にたった農業の近代化による農業経営の安定をはかるため、農産物消費動向に対応した農業経営の確立を図ることが重要である。

このため農業後継者・担い手農家・集落営農組織を育成し近代的な農業機械施設の設置と土づくり・栽培技術の向上を図って地域の条件にあった生産性の高い農業経営を図る。

#### (米)

米は本市の基幹作物である。収益性の高い稲作農業を発展していくためには、地域に適した優良品種の導入による良質米の生産、担い手農家を中心に生産組織の育成、土地基盤の整備、畜産農家と連携密にし、堆きゅう肥の土壌還元による土づくり、更に合理的の作付対策と機械施設の効率的な利用により銘柄米の生産団地の形成を図り、優良米の生産を展開する。

#### (麦・大豆)

麦は、水田裏作の重要作物として位置付け生産性の向上を図っている。大豆は、米に次ぐ市農業の基幹作物であり、農家の基軸をなしている。

今後は麦・大豆の耕作の共同作業や機械の共同利用による集落営農の育成と農地保有合理化事業による利権の設定等による農地の高度利用と担い手農家への集積による作付面積の拡大、栽培技術の向上は勿論、排水対策、土づくり対策等を推進すると共に米麦作機械化一貫体制の確立を図り需要の動向に応じた高品質で収益性の高い麦作の振興を図る。

#### (野菜)

施設野菜等については、アスパラガス、キュウリ、ナス、トマト、イチゴを中心に作付され、露地野菜については、主にタマネギ、レンコン、ブロッコリーが作付されており、高収益な作物として増加傾向にある。

今後は安定した米・麦・大豆の生産と併せて、米価下落等による収入減少のリスク分散や経営全体での作業分散を図る必要性が生じているため、高収益な野菜、花きの生産による農業所得の向上が望める複合経営への転換を図る。

#### (果樹)

果樹は、天山山系を主に生産されている露地温州みかんや中晩柑を中心とした栽培が行われ、なしやぶどう等も栽培されている。

今後は恒常的生産過剰基調を踏まえ、量から質への転換を積極的に促進するため、品種の構成、不適地園の改植を軸に需要の動向に応じた果樹生産体制の再整備、更に土づくり間伐樹型改造等による基本管理の徹底により、品質の向上に努め経営の安定とさらに落葉果樹振興による所得の向上を図る。

#### (畜産)

畜産は、肉用牛、乳牛、養豚が経営され、米・麦・大豆と並び農家生産額の中で主要な位置を占めている。特に肥育牛農家の規模拡大が進み、一戸当たりの飼養頭数は全国トップクラスとなっている。

このような中で、需要に即した生産の拡大と肉質の向上を基本に経営体質の強化をはかりつつ、国産飼料生産拡大による飼料費の低減と安定供給の振興を図る。

##### (1) 平坦部

この地区は、佐賀県のほぼ中央部に位置する平坦な水田地帯であり、県営田圃整備等による基盤整備も完了し、大規模乾燥施設を中心に機械化体系も確立している。

水田の高度利用化のため、施設園並びに蔬菜園芸を取り入れ、米を基軸として複合経営が普及している。

今後は、生産組織の広域的な協業、機械体系の確立、施設園芸の集団産地の育成等を促進する。

##### (2) 山麓部

この地区については、土地的に果樹栽培(みかん等)に適合しており、すでにその植栽がなされている。

道路・共同灌水施設・共同防除施設を設置し、果樹生産団地の発展に備え、生産から販売への一貫した流通体制の強化を図る。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組合	対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)			
米麦共同処 理加工施設	小城地区・牛津地区 C E 1	小城町全域 牛津町全域	990.3	小城町 全域 牛津町 全域	米麦乾燥施 設利用組合	①	
米麦共同処 理加工施設	三日月地区 C E 2	三日月町 全域	1,130	三日月 町全域	三日月町 共同乾燥調 整貯蓄増施 設利用組合	②	
共同出荷貯 蔵施設	三日月地区 みかん選果場	城町・三日 月町・牛津 町砥川地区	311	354	佐城農業 共同組合	③	
大豆共同処 理加工施設	三日月地区 大豆共乾施設	小城町・三 日月町・牛 津町・芦刈 町・大和町	959.5	1,418	J A 佐城 北部大豆 共乾施設 利用組合	④	
米麦共同処 理加工施設	芦刈地区 C E 1 R C 1	芦刈町全域	848.3	芦刈町 全域	芦刈町共同 乾燥調整施 設利用組合	⑤	

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者及びその確保のための農作業体験施設、就農支援施設、情報通信施設等は本市にはないが、佐城農業改良普及センターの支援により新規就農者の活動を援助している。

本市の新規就農者は毎年3名程度であり、今後もその確保に努め、農家の生産条件や生活環境の整備等、総合的な取組みを行うことにより、若い人が農業を魅力ある職業として選択することができるような環境の整備を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

佐城農業改良普及センターに地域青年農業者育成対策協議会を設置しており、市や農業委員会、農協などの関係機関との連携のもと、農業就業者の育成を図る。

また、新規就農者に関しては、新規就農者研修会の開催や就農情報の提供、就農支援資金の貸付などの取組みを積極的に推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

平成27年の農業サンセスによると、本市の販売農家数は538戸、その内訳は専業農家177戸（構成比32.9%）、第1種兼業農家148戸（構成比27.5%）、第2種兼業農家213戸（構成比39.6%）となっている。兼業農家数が年々増加するなか安定した就業の場の確保を行う一方で、農業を魅力ある産業とすることにより、高齢化・後継者不足等により活力を失いつつある農業従事者の就業の促進を図る。

（単位：人）

I	区分 II	市内			市外			勤務地不明			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	林業	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	6	0	6	6	0	6	2	0	2	14	0	14
	製造業	3	2	5	16	1	17	1	0	1	20	3	23
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	2	0	0	0	1	0	1	3	0	3
	情報通信業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	運輸業、郵便業	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	卸売・小売業	2	0	2	1	1	2	1	0	1	4	1	5
	金融、保険業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	不動産業、物品賃貸業	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	学術研究、専門・技術サービス業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	1	1	2	0	1	1	1	2	3
	生活関連サービス業、娯楽業	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	教育・学習支援業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	医療、福祉	1	5	6	4	3	7	0	1	1	5	9	14
	複合サービス事業（郵便局、協同組合等）	5	0	5	3	0	3	0	0	0	8	0	8
	その他サービス業	2	3	5	5	2	7	1	1	2	8	6	14
	公務	7	0	7	8	0	8	0	0	0	15	0	15
	その他	4	2	6	4	1	5	1	1	2	9	4	13
職業無回答	4	2	6	0	0	0	7	6	13	11	8	19	
小計		42	18	60	52	9	61	14	10	24	108	37	145
自営業	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	4	1	5	0	0	0	0	1	1	4	2	6
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	5	0	5	0	0	0	2	1	3	7	1	8
	製造業	1	1	2	0	0	0	1	0	1	2	1	3
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	卸売・小売業	3	3	6	0	0	0	0	2	2	3	5	8
	金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		市内			市外			勤務地不明			合計		
I	II	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
自営業	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	医療、福祉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	公務	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他	7	6	13	0	0	0	2	0	2	9	6	15
	職業無回答	12	7	19	0	0	0	21	14	35	33	21	54
	小計	38	18	56	1	0	1	27	18	45	66	36	102
出稼ぎ	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職業無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日雇い・臨時雇い	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
教育・学習支援業	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	4	4	

区分		市内			市外			勤務地不明			合計		
I	II	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
日 雇 い ・ 臨 時 雇 い	医療、福祉	0	3	3	0	2	2	0	0	0	0	5	5
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	その他サービス業	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2
	公務	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3
	その他	2	1	3	0	1	1	0	1	1	2	3	5
	職業無回答	1	1	2	0	0	0	1	1	2	2	2	4
	小計	7	8	15	4	6	10	2	3	5	13	17	30
総 計		87	44	131	57	15	72	43	31	74	187	90	277

(注) 出典：平成 29 年度実施農振アンケート調査による

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の産業就業人口は、第 2・第 3 次産業者の増加が想定される。第 1 次産業では、農業の機械化、営農規模の拡大等により就業人口は減少する傾向にあることから、広域的な農作業受託組織の育成や機械利用組合の機能強化、一元的経理を行う集落型経営体の育成、大規模農家や生産組織に対する農地・農作業の集積など、効率的な生産体制づくりを実施する。

この他市内における企業誘致を積極的に推進し、農業従事者の安定的な就業の場の拡大を図る。

この場合、立地条件・地場産業の現況・農村地域における労働力の特質・農業構造の改善及び農業生産の状況等の関連等を充分考慮することと共に公害のない業種、又は、公害防止設備を完備した企業誘致を促進し、農産物・工業製品・物産の広域的流通化を推進する。

## 3 農業従事者就業促進施設

なし

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

間伐材の有効利用や特用林産物の導入・林産加工の推進により、農閑期における労働力を林業部門に供給することによって林業労働者を確保するとともに、地域における周年就業機会及び所得機会の確保を行い地域への安住促進を図る。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

(小城地域)

近年農作業の機械化や農業土木技術の進展、兼業化等が集落の共同作業を必要としなくなったり、あるいは共同意識の希薄化を招くことになっている今日、農村地域における集落共同活動の強化に対する支援事業として、中山間ふるさと・水と土保全対策基金の運用により行い、自らの意識改善を助長するとともに、地域住民の生命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止事業・地すべり防止事業・河川改修事業の推進を、国・県に対し積極的に働きかけ事業の推進を図る。

農村社会における混住化の進展、生活水準の向上、農業生産様式の変化などから農村の水環境をめぐる状況は大きく変化し、生活雑排水や農村からの汚水等が増加しており、農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を図るため、下水道等の整備を推進する。

(三日月地域・牛津地域)

農村の健全な開発を期するため、中核農家を中心とした地域農業の振興を図るとともに、農村の生活環境を整備し農業者等の福祉の向上を図り、地域住民の連帯感の醸成を図ることが重要である。

本地域では、農村社会における混住化の進展、生活水準の向上、農業生産様式の変化などから農村の水環境をめぐる状況は大きく変化し、生活雑排水や農村からの汚水等が増加しており、農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を図るため、下水道等の整備を推進する。

(芦刈地域)

本地域は、集落が点在する農業地域であるが、都市化による生活様式の多様・近代化に伴い、良好な生活環境を維持するための生活環境の整備が望まれている。農業の生産の場としてだけでなく、地域住民の生活の場として安全かつ快適で魅力ある地域を目指すとともに衛生的かつ健康の増進に資する地域社会づくりを目指し、恵まれた自然環境を活かしながら文化的かつ利便性の高い生活環境の形成を図るため、下水道等の整備を推進する。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業集落排水事業	処理場等 1 施設	砥川処理区	①	
農業集落排水事業	処理場等 1 施設	織島処理区	②	
農業集落排水事業	処理場等 1 施設	堀江処理区	③	
公共下水道 特定環境保全	管路敷設 処理施設 1 箇所	三日月 処理区	④	
公共下水道	管路敷設 処理施設 1 箇所	牛津処理区	⑤	
公共下水道 特定環境保全	管路敷設 処理施設 1 箇所	芦刈処理区	⑥	
公共下水道	管路敷設 中継ポンプ 1 箇所	小城処理区	⑦	
公共下水道 特定環境保全	処理施設 1 箇所	清水・原田 処理区	⑧	

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

(小城地域)

森林が国土保全、生活環境に与える影響は大きく、森林を守ることは、人を守ることの重要性を認識し、総合的に年次的に森林整備を図っている。

(三日月地域・牛津地域・芦刈地域)

該当なし

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
  
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
  
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
  
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
  
- 5 生産環境施設整備計画図（付図5号）

農業就業者育成・確保施設整備計画図は該当事業がないため付図なし